

## 政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	市町村の防災判断を支援する気象警報の充実	実施時期	平成22年度～平成23年度	担当課	気象庁予報部 業務課
対象政策	気象警報等の防災気象情報の提供				
政策の目的	市町村が行う避難勧告等の防災判断を支援するため、大雨等により重大な災害が起こるおそれのある旨の警戒を呼びかけることで、台風・豪雨等に伴う災害を防止・軽減することを目的とする。				
評価結果の概要	<p>① 情報の分かり易さや内容の高度化 自治体等防災機関からは「分かりやすくなった」「防災対応をとりやすくなった」との評価がある一方、防災気象情報に基づく防災対応の地域防災計画への記載が不十分、また、防災気象情報が想定する防災対応と地域防災計画への記載が必ずしも一致しない（「気象警報で自主避難」等）市町村があるという状況が見てとれた。 加えて、記録的な大雨となる段階で状況の切迫性が十分に伝わっていない（平成23年台風第12号）との課題や、合併により広域化した市域に対して避難勧告等の地域をしづらための情報についての要望が明らかとなった。</p> <p>② 自治体等への伝達手段の拡充 すべての自治体に対して防災気象情報が確実に伝達されており、多くの市町村では都道府県の防災情報システムや、気象庁の防災情報提供システムにより詳細な内容を取得していることが見て取れた。 その一方で、5kmメッシュごとの土砂災害の危険度など詳細な情報についてはさらに活用促進の必要が見られる他、携帯電話など多様なメディアによる情報提供への要望、高齢者など弱者への配慮への要望が明らかとなった。</p> <p>③ 自治体や国民への周知・広報 災害時の気象状況の解説等に関する気象台の取組みを、自治体の9割以上が満足と捉えていることが見て取れた。 一般住民の8割が防災気象情報を避難の際に参考としている一方で、市町村ごとの気象警報の発表についての認知度は27%に留まっており、防災気象情報への知識の啓発が必要となっている。</p>				
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向（予定） （「とりまとめ後の対応方針」等）		レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 （「これまでの取り組み」もしくは「今後の取り組み方針」）			
重大な災害をもたらす記録的な大雨等の現象が発生もしくは予想される場合に、より的確に自治体及び住民に伝わるよう改善		気象台の抱く危機感を効果的に住民等へ伝えるため、平成24年6月27日より、見出しおみの短文で伝える気象情報を開始した。 さらに、確実な伝達の措置を担保し住民の避難行動につながるよう気象業務法を改正し、平成25年8月30日より、特別警報の発表を開始した。			
住民の防災行動の観点から情報の体系を検証し、防災行動の各段階により適合した防災気象情報となるよう改善		防災行動と防災気象情報との関係については、内閣府が平成26年に改定し公表した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」により明確化されたところ。 今後、防災気象情報を色分けするなど分かりやすい形で提供するなどの改善を予定している。			

市町村内の土砂災害や洪水の危険度を表したメッシュ情報の活用の促進

気象庁が防災情報提供システムにより市町村等防災関係機関へ提供している土砂災害警戒判定メッシュ及び規格化版流域雨量指數について、警戒の必要な地域の絞り込み等、市町村等が防災判断に活用する場合の留意点等を解説することで防災対応への活用の促進を図っている。

また、土砂災害警戒判定メッシュ情報については、平成25年6月27日から気象庁ホームページで公開するとともに、その活用方法について、「気象業務はいま2015」や気象庁ホームページに掲載するなど、周知・広報に努めており、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」においても、避難勧告等の対象地域の絞り込みへの土砂災害判定メッシュ情報の活用について明記されているところ。

平成23年度に策定した地方公共団体の防災対策への支援の手引き、及び平成24年度に策定した普及啓発の方針に基づき、以下の取組等を実施している。

○災害に備え、地元気象台長が市町村長を訪問する等、平時からの助言・支援を通じた顔の見える関係を構築するとともに、緊急時には即時的な気象状況の解説・助言を実施。

○地域防災力アップ支援プロジェクトとして、教育機関や、日本赤十字社、日本気象予報士会や防災士会等の民間団体と連携し、住民に対する安全知識の普及啓発に関する取組を実施。

○防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」を制作し、平成25年4月に気象庁HPで公開するとともに都道府県、市町村及び全国の小中学校に配布。あわせて、積乱雲に伴う激しい現象の住民周知に関する自治体向けガイドラインを作成し、平成25年4月に公開(平成27年3月改訂)。

災害時の円滑な防災活動に備えるため、防災機関、一般住民を含めた社会全体における理解、普及の促進